

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）の実施について

平成13年3月30日

内閣府大臣官房長・会計検査院事務総局次長申合せ

改正 平成17年7月12日

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日内閣総理大臣会計検査院長申合せ）を実施するため、次のとおり申し合わせる。

1 歴史資料として重要な公文書等として会計検査院から内閣総理大臣（独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。））に移管すべきものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第16条第1項第8号に規定する保存期間が満了した行政文書のうち、次に掲げるものとする。

(1) 会計検査に係る重要事項に関する意思決定を行うための決議文書（当該決議文書と一体不可分の記録であって、当該決議文書の内容又は当該意思決定に至るまでの審議、検討若しくは協議の過程が記録されたものを含む。）

(2) 以下の①から⑥までのいずれかに該当するもの

- ① 昭和20年までに作成され、又は取得された文書
- ② 行政文書を作成し、又は取得したときから保存期間が30年以上経過した文書（保存期間が30年未満であっても、延長により結果として30年以上経過した文書を含む。）
- ③ 事務総長以上の決裁した文書
- ④ 会計検査院がその施策等を一般に周知させることを目的として作成した広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の広報資料
- ⑤ 2(4)の規定により、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定

期的に作成される文書のうち、会計検査院長と移管について協議し、包括的な合意がなされたもの

⑥ 2(5)の規定により、合意した特定の国政上の重要事項等に関連して作成された文書であって、会計検査院長と移管について協議し、合意に達したもの

(3) 会計検査院の保有する行政文書であって、(1)及び(2)のいずれにも該当しないもののうち、結果として国政上多大な影響を及ぼすこととなった事項について記録されたものその他内閣総理大臣が国立公文書館において保存することが適当であると認めるものであって、移管について協議し、会計検査院と合意したもの

2 歴史資料として重要な公文書等の内閣総理大臣への移管手続については、次のとおりとする。

(1) 歴史資料として重要な公文書等の会計検査院から内閣総理大臣への移管については、内閣総理大臣が国立公文書館の意見を聴いて各年度ごとに策定する移管計画に基づいて、移管しようとする行政文書の保存期間が満了した後直ちに行う。

(2) 会計検査院長は、内閣総理大臣が移管計画を策定しようとする対象年度内に保存期間が満了することとなる行政文書であって、かつ、保存期間を延長する必要のないもののうち、1(1)及び(2)の一に該当するものを、①及び②に該当するものを除き、内閣総理大臣に申し出ることとする。ただし、当該行政文書に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第4号から第6号までに該当する情報が記録されている場合にあっては、事前に申出について個別に協議することを求めることができる。

① 1(2)②及び③に該当する文書のうち、勤務評定、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの

② 1(2)②から⑥までに該当する文書のうち、会計検査院長が移管することが適当でないと考え、当該行政文書の移管を申し出ないことについて内閣総理大臣と合意したもの

- (3) 内閣総理大臣は、国立公文書館の意見を聴いて、会計検査院長から申出のあった行政文書のうち、国立公文書館において保存することが適当であると認められるものの移管を受けることとする。ただし、(2)ただし書の規定により、会計検査院長から事前協議を求められた場合には、国立公文書館の意見を聴いて、当該行政文書の移管の申出の可否について会計検査院長と協議することとする。また、国立公文書館の意見を聴いて、1 (3) に該当する可能性のある行政文書があると認められる場合、その移管の可否について会計検査院長と協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。
- (4) 内閣総理大臣は、予算書、決算書、年次報告書等の毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書については、保存期間満了前に、予め会計検査院長と移管について協議し、包括的な合意に達したものの移管を受けることとする。
- (5) 内閣総理大臣は、会計検査院長と協議の上、特定の国政上の重要事項等として合意した事項に関連して作成された行政文書については、保存期間満了前に、予め会計検査院長と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。
- (6) 国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき国立公文書館の意見を聴くに当たって、同館が述べる意見の充実が図られるよう、内閣総理大臣は、当該年度に保存期間の満了する会計検査院の保有する行政文書のうち、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成13年3月30日内閣総理大臣・会計検査院長申合せ）等に照らして、同館において保存することが適当であると認められる文書の内容を同館が把握・精査するため、当該文書を特定の上、内閣府及び同館職員に対する提示及び説明その他必要な協力を会計検査院長に求めることができる。この場合において、会計検査院長は、行政文書の性質・内容に応じ可能な範囲で当該求めに協力するものとする。